

2019年10月30日

各位

不動産投資信託証券発行者名
東京都港区虎ノ門四丁目3番1号
森トラスト総合リート投資法人
執行役員 八木 政幸
(コード番号 8961)

資産運用会社名
森トラスト・アセットマネジメント株式会社
代表取締役社長 山本 道男
問合せ先
総合リート運用本部 内藤 宏史
運用戦略部長
電話番号 03-6435-7011

保有する不動産にかかる賃貸借契約の変更について

本投資法人が資産の運用を委託する資産運用会社である森トラスト・アセットマネジメント株式会社は、本日、本投資法人が保有する東京汐留ビルディング（以下「本物件」といいます。）のオフィス・店舗部分の定期建物賃貸借契約（以下「マスターリース契約」といいます。）について、下記のとおり契約の変更を行うことを決定しましたのでお知らせします。

記

1. 変更の概要

本投資法人は、本物件のオフィス・店舗部分をマスターリース契約に基づき森トラスト株式会社（以下「賃借人」といいます。）に賃貸しており、賃借人はそのうちオフィス部分をソフトバンクグループ株式会社及びソフトバンク株式会社（以下あわせて「オフィス転借人」といいます。）に転貸し、オフィス転借人が本社として使用しています。

本投資法人では、マスターリース契約が2020年4月12日をもって契約期間満了となること、及びオフィス転借人が2020年度中に本社を移転する旨を公表している(注)こと等を踏まえ、本物件の今後の運用方針について検討してきましたが、今回、マスターリース契約にかかる契約期間を2020年度末（2021年3月31日）まで延長することとしたものです。

マスターリース契約の変更内容は以下のとおりです。

	変更前	変更後
契約期間	自：2010年4月13日 至：2020年4月12日	自：2010年4月13日 至：2021年3月31日

本投資法人が賃借人から収受する賃料を含め、上記以外の契約条件の変更はありません。

(注) 本投資法人の2019年1月29日付プレスリリース「保有する不動産の転借人に関するお知らせ」をご覧ください。

2. 変更契約締結日

2019年10月30日

3. 今後の見通し

本件による2019年9月期及び2020年3月期の運用状況の予想への影響はありません。

以上

※本資料の配布先：兜倶楽部、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会